

塩谷郡市医師会リレーコラム シリーズ「かかりつけ医のことば」

問い合わせ／〒329-1312 さくら市桜野1319-3
さくら市氏家保健センター内
塩谷郡市医師会

第29回「新型コロナはどうなるのか」

岡医院
院長 岡 一雄（さくら市）

新型コロナウイルス感染症が日本に侵入して3年目の夏、以前に比べて弱毒化したとはいえ、感染の第7波は今までで最大の感染者数となり、医療は逼迫、亡くなる方も増加しました。新型コロナウイルスのパンデミックはいつ収束し、私たちの生活はいったいどうなるのか、身近な感染症であるインフルエンザと比較して考えてみましょう。

新型コロナウイルスがなくなる日は来るのでしょうか？残念ながら完全に消え去ることはないでしょう。100年前に流行した新型インフルエンザであるスペイン風邪は、人類の大部分が免疫を獲得したことで犠牲者がより少ない季節性インフルエンザになりました。それと同様に、新型コロナウイルスも人類が集団免疫を獲得することで、風邪の原因である既存の4つのコロナウイルスの仲間になるのではと予想されています。

コロナワクチンは引き続き接種する必要があるのでしょうか？季節性インフルエンザは高齢者や基礎疾患を持つ人、小児などがかかると時に重症化することがあるため、毎年予防接種が必要となっています。インフルエ

ンザワクチンの効果はおよそ5カ月、その流行期もほぼ冬に限定されるため年1回の接種で済みます。一方、新型コロナウイルスは現在のところ、季節に関係なく一年中流行しており、現在使用されているワクチンの効果も決して長くありません。感染予防というより重症化を防ぐという観点から、高齢者や基礎疾患を持つ人は、今後も年2回以上のワクチン接種が必要となる可能性があります。

新型コロナウイルスにおびえた生活はいつまで続くのでしょうか？季節性インフルエンザの場合、迅速診断と特効薬があることはご存じかと思います。新型コロナウイルスもPCRと抗原検査により診断が行われ、新しい特効薬も次々と登場しています。そのため、今後、新型コロナウイルスも季節性インフルエンザと同じような扱いになると予想されますが、気を緩めることなく、今回のパンデミックで身に付けた消毒や手洗いなどの習慣、必要な場合のマスク着用は続けていただきたいと思います。過度に恐れることなく、ウィズコロナの時代を生きていきましょう。

マイナンバーカードを 作りませんか？

問い合わせ／
市民課 ☎(43) 1117
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95) 0178

市民課では、タブレット端末を利用したマイナンバーカードのオンライン申請をお手伝いしています。申請用の顔写真は不要（タブレット端末で撮影）、初回の発行手数料は無料です。

確定申告の電子申請やコンビニ交付サービスにもご利用いただけますので、ぜひマイナンバーカードを作りませんか？

- 持ち物／
- ①通知カード
 - ※紛失された方は、その旨を窓口にお申し出ください。
 - ②本人確認書類（AまたはB）
 - A：顔写真有1点
…運転免許証・パスポート・在留カード・障害者手帳など

- B：顔写真無2点
…健康保険証・介護保険証、年金手帳（証書）、医療費受給者証など公的機関が発行したもの

マイナンバーカード休日窓口（要予約）
平日にマイナンバーカードの申請や受け取り・更新が困難な方のために、休日窓口を開設します。ご希望の方は、休日開設日の2日前までに必ず予約サイトまたは電話で予約をしてください。
日時／10月15日（土）、11月19日（土）・20日（日）
9:00～12:00 ※予約状況により、延長・短縮する場合があります。



国民年金 ご存じですか？ 国民年金の任意加入制度

問い合わせ／大田原年金事務所 ☎(22) 6311
市民課 ☎(43) 1117

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年の納付済期間がなければ、満額を受け取ることができません。

国民年金保険料を納め忘れたことなどにより、納付済期間が40年に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や免除期間などが原則として10年以上必要となります。この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。詳しくは、市民課、または大田原年金事務所にお問い合わせください。

インフルエンザ 予防接種費用を助成します

提出・問い合わせ／
対象①・② 子ども課 ☎(44) 3600
対象③・④ 健康増進課 ☎(43) 1118

インフルエンザの発病・重症化を防ぐには予防接種が有効と言われています。市では、下記の方を対象にインフルエンザ予防接種費用の一部助成を行っています。
接種期間／10月1日（土）～令和5年2月28日（火）
接種回数／①1人2回、②～④1人1回

- ①②の助成額／
1回1,000円 ※接種費用の差額を医療機関窓口でお支払いください。
- ③④の自己負担額／
1,000円 ※医療機関窓口でお支払いください。
- 持ち物／健康保険証、母子手帳（①②）
- そのほか／経鼻インフルエンザワクチンは対象外です。

対象（※矢板市に住居登録がある方に限る）	実施医療機関・予診票について
①生後6カ月以上13歳未満の方	【実施医療機関】下表の市内医療機関（*）に加え、塩谷地区（さくら市・高根沢町・塩谷町）の実施医療機関でも接種できます。 【予診票】医療機関にありますので、予約の上、直接受診してください。 ※塩谷地区以外で受ける場合は、事前に子ども課に申請が必要です。
②13歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方	【実施医療機関】下表の市内医療機関に加え、県内の実施医療機関でも接種できます。 【予診票】医療機関にありますので、予約の上、直接受診してください。 ※県内の実施医療機関以外で接種する場合は、医療機関の窓口で一旦接種費用を全額お支払いいただき、後日、担当課に必要書類（予診票、領収証、申請書など）を提出していただく、償還払いとなります。
③接種日に65歳以上の方	【実施医療機関】下表の市内医療機関に加え、県内の実施医療機関でも接種できます。 【予診票】医療機関にありますので、予約の上、直接受診してください。 ※県内の実施医療機関以外で接種する場合は、医療機関の窓口で一旦接種費用を全額お支払いいただき、後日、担当課に必要書類（予診票、領収証、申請書など）を提出していただく、償還払いとなります。
④60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがある、身体障害者手帳1級相当の方	【実施医療機関】下表の市内医療機関に加え、県内の実施医療機関でも接種できます。 【予診票】医療機関にありますので、予約の上、直接受診してください。 ※県内の実施医療機関以外で接種する場合は、医療機関の窓口で一旦接種費用を全額お支払いいただき、後日、担当課に必要書類（予診票、領収証、申請書など）を提出していただく、償還払いとなります。

市内医療機関名	電話	市内医療機関名	電話	市内医療機関名	電話
池田クリニック	☎(43) 0207	きうち産婦人科医院*	☎(43) 5600	橋本医院*	☎(43) 0406
上田医院*	☎(43) 7766	国際医療福祉大学塩谷病院*	☎(44) 1155	村井医院*	☎(43) 0064
大島整形外科医院	☎(43) 5100	後藤医院*	☎(44) 2323	村井胃腸外科クリニック*	☎(40) 3055
尾形クリニック*	☎(43) 2230	佐藤病院*	☎(43) 0758	矢板南病院*	☎(48) 2555
かるべ皮膚科小児科医院*	☎(43) 1210	なかじまクリニック*	☎(48) 7701	谷仲医院*	☎(48) 0800
かわしま循環器内科*	☎(43) 5470	西川整形外科*	☎(48) 2552	山田クリニック*	☎(48) 1212

※医療機関によって対象年齢・実施期間が異なる場合がありますので、事前に医療機関にお問い合わせください。（50音順）

高齢者用肺炎球菌ワクチン 予防接種費用を助成します

申請・問い合わせ／健康増進課 ☎(43) 1118

日本人の死亡原因の5位は肺炎です。特に高齢者や免疫不全の方は重症化しやすく、肺炎で亡くなる方の95%以上が高齢者です。そこで、高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の一部助成します。高齢者用肺炎球菌ワクチンは、肺炎の原因となりやすい23種類について感染を予防する効果があります。

希望される方は、申し込みが必要です。医療機関で接種を受ける前に、必ず健康増進課へお越しください。

- 対象／※矢板市に住居登録がある方に限る
- ①65歳以上の方（昭和33年4月1日以前生まれの方）
 - ②60歳以上65歳未満（昭和33年4月2日生～昭和38年4月1日生まれの方）で、心臓・腎臓・呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがある、身体障害者手帳1級相当の方
- 個人負担額／4,000円 ※医療機関窓口でお支払いください。
助成回数／生涯1回のみ ※過去に助成を受けた方は対象外です。

国保加入者の人間ドック・ 脳ドック費用助成受付中

問い合わせ／健康増進課 ☎(43) 1118

令和4年度矢板市国民健康保険(35歳以上75歳未満の方)の人間ドック・脳ドックの費用助成について、定員にまだ余裕があるため、引き続き申請を受け付けています。この機会にぜひご利用ください。なお、今年度、集団健診で特定健診を受けた方やこれから受ける予定の方は申請できません。

- ※令和5年2月末までに受診できるようにお申し込みください。
- ※申請をご希望の方は、保険証をお持ちの上、健康増進課までお越しください。＊電話での申請も可
- ※定員になり次第、締め切ります。